

計画素案に対する各施設所管課の意見と対応

平成23年1月17日 公共施設再配置計画担当作成

1 総括的事項

箇所		実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
		不可能	困難	修正 で可			
1	①				生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共施設(ハコモノ)の一元的マネジメントを行うための庁内の組織体制を整備」とあるが、一元的マネジメントの内容が不明である。</li> <li>現在、公民館や連絡所で稼働している財務や税務、住民登録などのネットワーク画面が複雑になっており、その操作に多くの労力や時間が割かれている。このシステム画面がわかりやすく操作性にすぐれ、また施設間との電子システム上の決裁もできるようにならなければ、業務の効率性は高まらない。</li> <li>本素案は「ハコモノ」を対象にし、その管理運営費を問題にしているにもかかわらず、「ハコモノ」運用の業務ネットワークシステムのあり方が検討対象から欠落していると思われる。ネットワークは予約システムだけではない。</li> <li>また、非常勤職員や派遣職員など身分やキャリアの異なる従業者を総合的にマネジメントする手法は、公民館などの施設職員を除いて市の各課職員はほとんどその経験がない。市役所職員は常勤職員のみで組織で純粋培養されている。民間委託や非常勤化などに対応した組織のマネジメント手法は、早急に市の職員が身に付けるべき基礎的力量である。管理運営の検討にはこの点も含めるべきであると思われる。</li> </ul>	<p>一元的マネジメントとは、縦割りの管理運営ではなく、横串を刺した管理運営体制(日常の管理は除く)を行うという意味です。</p> <p>その他の部分については、参考意見としてお聞きしますが、4点目については、図書館、戸籍住民課、国保年金課をはじめ、現在多くの課で雇用条件の異なる職員との仕事を行っています。</p>
10	②				下水道総務課	<p>1 10①との整合性を図るため、10②「下水道の更新及び財政計画は、引き続き定期的に作成」を「下水道施設については、引き続き現況調査を進め、長寿命化計画を策定した上で、長寿命化又は更新を図る。」に修正してください。</p> <p>なお、今後、10年間の財政計画は、平成22年度に策定するため、第1期基本計画には載せません。</p> <p>2 更新は、毎年実施するため、10②の◇(計画の実行年)については、平成「平成27年度及び後期」を「平成23年度以降」はすべて ◇(計画の実行年)に修正してください。</p>	御意見のとおり修正します。

2 施設別事項

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正 で可			
2 生涯学習施設	(1) 公民館等	管理運営費等				生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の利用者数がおかしい</li> <li>平成21年度486,790人となっているが、これには「図書室利用者」「児童室利用者」が含まれておらず、それなら、図書館や児童館の利用者数は0となるべきで、不公平である。</li> <li>ちなみに21年度の南が丘公民館利用者数は55,679人だが、図書室利用者8,971人、児童室利用者4,246人は含まれていない。その他、戸籍住民課窓口利用者、公民館祭り、選挙会場としての利用者を含めれば、11公民館で60万人程度にはなると考えられる。</li> </ul>	平成19年度、平成21年度の数値ともに、貴課から報告された数字を用いています。訂正するのであれば、「60万人程度」のような概数ではなく、把握している数字を施設別、部屋別に記載して提出してください。そのうえで、修正については判断します。
		① ほうらい会館				人権推進課	<p>国の地方改善(隣保館運営費等)補助金を継続して受けるためには館長の設置が交付条件であるため、ほうらい会館へ人権推進課を移設し一体化を図り、館長兼務とする。</p> <p>会館の運営管理は、指定管理者制度等を導入すると補助対象(運営費補助・施設整備補助)にならない。</p>	常勤正規雇用の館長の必要性を検討する旨を記載したものであり、指定管理者制度の導入を促すものではありません。
		② 現状と課題				商工課	<p>「自家用車での来室には、不便をきたします」を削除。</p> <p>ふるさとハローワークを管轄する公共職業安定所にも、広い駐車場はなく、また駐車場のない施設もある。</p> <p>また、ふるさとハローワークを設置するにあたり、国は、交通の利便性を掲げておりますので、駅に近い場所を想定しています。</p>	御意見のとおり修正します。
	(2) 児童館	コミュニティ形成イメージ				こども育成課	<p>(1) 公民館等が機能補完可能な児童館と、全く機能補完の矢印がない児童館があるが、すべての児童館が機能補完が必要だと考えます。</p> <p>(2) 「ひばりヶ丘児童館」の機能補完を「くずはの家」が担う計画となっているが、位置等から「くずはの家」では距離や安全面から難しいと思います。他の施設が適切だと思います。</p>	<p>コミュニティ拠点形成イメージでは、狭い範囲で利用される地域施設としての機能を維持するための機能補完は、直線距離でおおむね1kmを超えないという原則で結び付けています。また、その距離内に適当な施設がない場合、児童館の機能を無くすというのではなく、開放型自治会館への転換・建替支援により機能を維持しようとするものです。</p> <p>なお、凡例中に機能補完の原則を記載するとともに、地区内で機能を失うことがないようにするため、「機能付加」を加えることとします。</p> <p>くずはの家での機能補完は、距離的には問題なく、特色ある児童館機能を作り出すことができると考え記載しましたが、一義的には、開放型自治会館への転換を図るべきと考えています。</p> <p>また、くずはの家所管課にも管理運営内容の見直しに対する積極的な姿勢も見られないことから、御意見のとおり修正し、こども館での機能補完とします。</p>

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
		管理運営費等				こども育成課	平成19年度のデータは削除し、平成20年度のものを使用してください。 平成19年度までの利用者数の集計は、同日中に同児童が複数回出入りした場合にも、その回数をカウントしていました。しかし、平成20年度からは、重複カウントをしないこととしたため、大きく利用者数が減少しました。そのため、平成19年度との比較では正確な検証ができません。 また、同様の理由から、「現状と課題」①の文章を修正してください。	平成19年度のデータは、公共施設白書により公表したデータであり、他施設も含め、年度を統一できるものとして用いますので、変更できません。 注釈として「※3 平成21年度の利用者数は、平成19年度とは集計方法が異なります。」旨を加えますが、H20の利用者数は、141,718人であり、それとの比較において19年度との比較は大差ありません。
		施設の概要				こども育成課	「主な事業」欄の「生涯学習施設」の表現は、誤解を招くため削除してください。 児童館を利用できる大人は、子どもとの交流事業も実施する団体又は自治会等の地域団体のみであり、大人だけで卓球等の趣味をしているグループは利用できないため、誤解を招きます。	「地域住民による児童との交流団体の占用利用」に改めます。 なお、利用者からは「交流しないと使わせてもらえないので、年に数回仕方なく」との声も聞いています。交流は数回で、それ以外の利用が定期的という事実に対して、誤解を招くと言う行政側の理論は、市民(特に利用しない市民)の感覚との間にずれが生じると思われます。
		現状と課題				こども育成課	②中「成人利用者の割合が高くなっている」の根拠は？ また、「公民館で行えば有料・・・」は、誤解を招くおそれがあります。 児童館は上記のように、誰でもが利用できる施設ではありません。	現状と課題は、公共施設白書に記載されている現状と課題を基に記載しています(P30基本計画及び実行プランの見方)参照)。また根拠は、公共施設白書作成時に集計したデータです。 なお、後段については、前記でも述べたとおり、市民目線での感覚とずれがあると思いますので、現行どおりとします。
		①				こども育成課	児童館の利用については、子どもたちの午前中の利用が少ないことや児童厚生員の人件費など今後の施設の維持管理費用の推移などを考えると他の公共施設の統合などが必要なことは認識しています。しかし、実行プラン案で示されている来年度と平成24年度の2カ年で、今後の施設の必要性を検証するとともに統合する施設について、順次移転させるのは、利用者や地域住民との調整からみても困難です。 公民館や自治会館等への統合の案が示されているが、それらの施設は、後期の実行プラン案でも計画されている。児童館の実行プラン案についても近隣の公民館等の施設との整合性を図ることを要するため、実行プランの計画年を公民館等と同様とすべきと考えます。	御意見のとおり修正します。

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正 で可			
	曲松児童センター	管理運営費等				こども育成課	児童館と同じ理由により、平成19年度のデータは削除し、平成20年度のものを使用してください。	平成19年度のデータは、公共施設白書により公表したデータであり、他施設も含め、年度を統一できるものとして用いますので、変更できません。 注釈として「※ 平成21年度の利用者数は、平成19年度とは集計方法が異なります。」旨を加えます。また、H20の利用者数は、23,675人であり、横ばい傾向にあるため、評価欄の利用者数、一人当たり管理運営費、一人当たり一般財源負担額の矢印の色を赤(悪化)から黒(一概に評価できないもの)に変更します。
		現状と課題				こども育成課	児童館と同じ理由により、「現状と課題」を修正してください。	「利用者数は、平成19年度には回復し、過去最高を記録しましたが、再び減少傾向となっています。」を「利用者数は、平成19年度には過去最高を記録しました。また、成人の利用が児童の利用を上回っています。」に修正します。
	はだのこども館	現状と課題				こども育成課	「現状と課題」中の「市民活動サポートセンター」は、はだのこども館内に暫定的に設置したものであるため、「複合化」ではないと認識しています(「市史資料室」については暫定的かどうか、現時点では意思決定されていません。)。そのため、②の部分については、削除してください。	暫定であっても複合化している事実がありますので、現行どおりとします。なお、行政文書上の表記はともかくとして、暫定と言うのは、一般的感覚では、工事中の一次移転程度のものだと思います。
	表丹沢野外活動センター					"	「表丹沢野外活動センター」は、里地里山保全活動の拠点でもあるため、「観光・産業振興施設」へ再掲してください。	異なる性質を持ち合わせる施設は、他にもありますが、主目的(所管課)で整理し、形式上の計画の複雑化を避け、市民にもわかりやすいものとするため、再掲はいたしません。
		施設概要				"	「森林ボランティアの活動拠点」を「里地里山保全活動の拠点」に修正してください。	御意見のとおり修正します。
		現状と課題				"	「通年開館」の表記は、平成19年度以前の開館の方法と違うなどと誤解を招くおそれがありますので、「通年会館となった平成20年度以降も」を「この施設の」に変更してください。	「年度途中に開館した平成19年度の利用者一人当たりのコストが高くなることは仕方のないことですが、平成21年度においても、」に改めます。
(3)文化・芸術施設	文化会館				○ 文化会館	興行部門(自主事業)貸館・維持管理業務部門を一括して指定管理者を導入するのか、慎重に検討する必要がある。 文化政策の視点では、興行部門を除いた指定管理者の導入が望ましいと考えているが、最終的には今後の議論を踏まえて結論を出す必要がある。したがって、「興行」を「管理・運営」の表現に変更されたい。	御意見のとおり修正します。	
						民間の指定管理者が「広域連携を視野に入れる」かどうかは不透明。むしろ広域行政という観点から総合計画の中で推進すべき課題と考える。したがって、「広域連携」の表現は削除されたい。	広域連携による契約業務は、総合計画内にも記載できなかった経緯があるため、御意見のとおり修正します。	

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
							平成23年度から3年間、施設維持管理委託と舞台関係委託の長期継続契約となる。したがって、実行年は平成25年度ではなく、平成26年度以降となる。	御意見のとおり修正します。
	図書館	コミュニティ形成イメージ				○ 図書館	<p>(修正案)</p> <p>図書館———中央運動公園</p> <p>                     機能補完           </p> <p>文化会館———総合体育館</p> <p>(理由)</p> <p>1 それぞれの本来業務で重複する部分が無く、統合のメリットが無い。</p> <p>2 駐車場、会議室利用等については、現在も互いに機能補完体制</p> <p>3 将来に於ける施設面での統合についても、巨大施設となり不効率</p> <p>4 清掃、警備等の維持管理業務効率化については、次期行革推進プランでも「総合体育館、図書館、文化会館の連携強化による事務の効率化」が改革項目となっており、カルチャーパーク内での関連契約一本化等が課題となっている。</p>	再配置の方針では、統合のメリットを管理運営面以外にも、共用面積を削減し、本来の機能に用いる床面積の更新分に充てることを重視しています。 また、「機能補完」は、統廃合される施設の機能の補完という意味に用いていますので、現行の表記のとおりとします。
	現状と課題					○ 図書館	<p>変更 ②平成15年度をピークに減少に転じています。⇒開館日の拡大等により増加傾向にあります。 (貸出利用者はH21、貸出冊数はH20、21ともに過去最高値)</p> <p>変更 ⑦平成19年度までに73の自治体⇒平成20年度までに94の自治体 平成20年度以降99の自治体 ⇒平成21年度以降79の自治体 (H21・7日本図書館協会調査。ちなみに、同制度を導入しないと示している自治体は、その理由等を示している自治体だけで505団体)</p> <p>変更 ⑧総利用者数は24万人 ⇒ 28万人 (平成21年度来館者数275,441人)</p> <p>追加 ④市民1人当りの図書購入費、蔵書新鮮度(蔵書数に対する新規受入図書の割合)は県下最低レベルです。 (H21年度1人当りの図書購入費87円は指定市、町村を除く17市中15位、蔵書新鮮度は2.2%で、同14位と圧倒的に低い数値)</p> <p>変更 細別番号④～⑧ ⇒ ⑤～⑨</p>	御意見のとおり修正します。
							追加 ④市民1人当りの図書購入費、蔵書新鮮度(蔵書数に対する新規受入図書の割合)は県下最低レベルです。 (H21年度1人当りの図書購入費87円は指定市、町村を除く17市中15位、蔵書新鮮度は2.2%で、同14位と圧倒的に低い数値) <p>変更 細別番号④～⑧ ⇒ ⑤～⑨</p>	市の歳入が県下最低レベルにあることを考え合わせれば、歳入に見合う支出であるので、図書館運営上の課題ではあっても、再配置計画の中では課題とはならないと考えます。

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
		①			○	図書館	<p>全文変更 ①インターネットを活用した図書検索・予約、近隣公民館等での受取・返却サービスの利用者が毎年増加しており、この傾向は今後も拡大するものと考えられる。既存の駅連絡所等、利便性の高い公共施設等を活用し、時代に即したサービス拡充を検討(分館的機能の方向を明確化。第一弾としてH23年度に東海大学前駅連絡所での図書受取サービスを検討中。なお、新規購入、蔵書数の抑制については、上記のとおり現状でも県下最低レベルの市民1人当り図書購入費、蔵書新鮮度であり、素案では著しい図書館の機能低下を招く恐れがある。)</p>	<p>大根鶴巻地区の貸出数が低調であることが、人口規模に見合った貸出冊数にないことの原因であるとする課題に対応するため、第一段階として、大根鶴巻地区への分館的機能の設置を掲げています。他地区への拡大は、その次段階と考えます。</p> <p>また、機能拡大に要する財源の問題についても、触れなければなりません。財源なきサービス拡大は、経済成長下でこそ成り立ってきたものであり、今後同様の手法をとることは非常に難しくなります。担当では、蔵書の抑制に財源を見出しましたが、他に有効な財源を挙げられれば、表記を変更します。</p>
		②			○	図書館	<p>②指定管理者の導入について⇒業務委託の拡大及び指定管理者の導入について (H20社会教育法改正に当り、衆参両院委員会から「導入による弊害についても十分配慮し、検討すること。」との付帯決議があったとおり、経費削減といった点では図書館は指定管理者制度になじまない。次期行革推進プランでも委託業務の拡大を改革項目とし、指定管理者制度については引き続き検討課題とした。)</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
	桜土手古墳展示館	①			○	生涯学習課	<p>(訂正文案) 施設の一部を現在、学校の空き教室に保管されている、市史刊行物、民具、発掘の出土品等の保管場所に転用し、学校施設の複合化を進めやすくすることを検討 (意見) 地下プロムナード(130㎡)を市史の保管場所として考えていますが、市史資料、民具、出土品を保管するまでのスペースの確保ができない。</p>	<p>御意見のとおり修正します。 後段の意見については、他施設への移動も含めた中で検討していきたいと考えます。</p>
	宮永岳彦記念美術館	②			○	生涯学習課	<p>命名権は、企業などにとって利益になる場合において生ずる話であって、現在の美術館の規模ではありえない話のように思われる。担当課としては、このような検討を行うことは無意味なことと思います。</p>	<p>ネーミングライツの対象は、誰でもいいとは考えていません(白書参照)。ターゲットは、宮永作品を用いたパッケージが代名詞になっている文房具の会社です。これが成功すれば、一時的であったとしても、宣伝効果による集客増が望めます。</p> <p>すでに、あたりを付けたが断られたということであれば削除します。また、担当としては、効率的な管理運営方策として示しましたが、貴課において他の効果的な方策があれば表記を変更します。</p>

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
3 庁舎等	(1) 本庁舎等	②			○	情報システム課	庁舎の耐震性をさらに上げる方法や重要な機能の一時的移転を研究 ↓ 庁舎の耐震性をさらに上げる方法や重要な機能の移転を検討	御意見のとおり修正します。
		①			○	戸籍住民課	検討すべき事項 1 限られた業務及び平日のみの営業に対する他連絡所との格差の是正 2 専用FAX(端末機器は設置せず)での交信等による設置及び維持経費、並びに手数料(申請書1件 160円以上)に係る費用確認 3 現行の郵便局職員数による新たな証明書発行業務の円滑な窓口対応の検証 4 郵便局での住民票の写し等の証明書発行サービスは、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき可能になっているが、実施に際しては同法第3条第3項の規定により議会の議決を経なければならないことになっている。	貴課と協力しながら課題を解決し、計画を実現させたいと考えます。
	②	○			戸籍住民課	戸籍証明の手数料については、地方自治法第228条第1項に定めている標準事務に係る手数料に準じて定めています。 なお、標準事務については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、戸籍証明の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務として規定されています。 また、住民票や印鑑証明書の手数料は、県下の市町村をはじめ全国的にも300円以上のところは見受けられません。逆に、市民カード等により自動交付機を使用し住民票等を発行した場合は、カードの普及促進のために手数料の引き下げをしている所もあります。 近隣市町村との均衡や引き上げの明確な根拠と状況の変化を踏まえると手数料を引き上げることは現在考えていません。	行政サービスが市民にとってより便利になることは、大切なことです。しかし、住民票等の交付を受けることは、人の一生の中で数多くあることではなく、ましてこれからの人口減少社会を迎える中では、サービス拡大だけを念頭に置くのではなく、そのサービスにかかる費用対効果や、受益と負担のバランスについては、徹底的に検証する必要があるとの考えから本計画に記載させていただきました。 しかしながら、現行の法制度の下では、本市だけが計画に記載された考えをとることはできないということであれば、計画から削除します。	
	追加				清掃事業所	清掃事業所(建物・用地)が未記載であるため、計画に位置付けをお願いします。 (場 所)秦野市名古木409(敷地面積4,671.84㎡) (用 途)庁舎等 (方向性)建物は昭和52年度に設置し、既に30年以上が経過して施設の老朽化が相当進んでいる。ごみ・資源の収集運搬業務が全委託になるまで、必要な耐震工事や補修工事を施しながら、存続させ、使用していく。	「将来にわたり、庁舎機能を維持し続けることが必要となる施設ではないため、業務委託の進捗と耐用年数を比較検証し、耐用年数を超えた使用が必要な場合は、長寿命化を図ることを検討」を計画として記載します。	

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
(2) 消防庁舎等	消防庁舎	現状と課題				消防総務課	<p>【現状と課題】消防庁舎</p> <p>① . . .との整合や災害が発生した場合に迅速な出動体制を確保する為の施設整備を検討する必要があります。《文言の追加》</p> <p>② 行政界に近いことから《削除》 理由・・平塚市との行政界に近いという意味合いでは、広域化の構成市に平塚市は含まれていないことから不要。</p>	御意見のとおり修正します。
	消防団車庫・待機室	現状と課題				消防総務課	<p>① 本市の消防団は、1団本部7分団36部《団を追加》</p> <p>② 個人又は私法人からの使用貸借契約になっています。《文言修正》</p>	<p>① 御意見のとおり修正します。</p> <p>② 「個人又は私法人との使用貸借契約」に修正します。</p>
		①			○	消防総務課	<p>引き続き、土地を借り受ける場合であっても. . . 則ったものに改正。《削除》</p> <p>理由. . . 旧法で契約したものを、新法に改正することはできないのではありませんか。むしろ借地権者としては、旧法のままの方が権利が強いと思われます。</p>	<p>新法の附則を指しているものですが、よりわかりやすいように、「借地借家法(旧借地法)」に改めます。</p> <p>なお、現状でも契約期間を10年としているものが多く、過去には他の施設で、「役所に土地を貸した場合は、私法上の契約行為ではない(借地権はない)」と誤解されていたことにより、交渉に苦労している例もあることから、現行のままとします。</p>
(3) その他の施設	放置自転車保管場所	①			○	くらし安全課	<p>新総合計画策定に係る市長ヒアリング後の再打合せにおいて、保管場所の移転について、放置自転車の所有者等への利便性に配慮する必要性に疑義が生じたため、【現状と課題】に次の事項の記載についてお願いしたい。「現在の保管場所は、撤去台数の多い地域と離れているので、撤去・返還作業の効率化を図る観点から、近い場所への移転が求められています。」</p> <p>また、同様の理由から【基本計画及び実行プラン】の再配置の方向性と計画内容の①について、次のとおり修正願いたい。「市域の東部又は行政区域にこだわることなく引取り率の向上及び撤去・返還作業の効率化が見込める場所への移転」という記載に修正願いたい。</p>	御意見のとおり修正します。



箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
	秦野駅北口自転車駐車場	①			○	くらし安全課	<p>【基本計画及び実行プラン】の再配置の方向性と計画内容について、現場での建替えを行う場合の一案として、1階部分の用途を「商業ベース」としてありますが、この場所については、都市計画、道路として位置づけられており、道路以外では駐輪場の利用となります。他の場所への建替えであれば、1階部分の用途を商業ベースとすることも可能と考えますが、その場合にあっても、その用途について限定(固定)せず、流動的な表現にお願いしたい。</p>	<p>「建替えを行う場合は、建設費用を含めたトータルコストに一般財源の負担が生じない手法を検討」に修正します。</p>
				○	都市計画課	<p>当該施設は都市施設であり、都市計画の廃止及び変更の検討を要す。 (現状においては、廃止は困難)</p>		
4 福祉施設	(1) 保育所・子育て支援施設	②			○	保育課	<p>現在の公立保育園は、こども園4園と単独の保育園である渋沢保育園1園の計5園であるが、市内それぞれの地区にバランスをとった配置となっており、各地域において公立保育園としての役割を果たしている。 したがって、現在の設置箇所5園が公立の保育所として機能していくことが保育施策として重要なものと考えている。 このためむしろ、幼稚園園舎の有効活用という面で、10園の単独幼稚園について、こども園としての将来展望を見据えて保育園としての活用を含めた検討をすることが有効と考える。</p>	<p>幼稚園や保育所を単独の施設として維持することは、再配置の方針に基づく施設更新面積に大きな影響を与えます。現状のままでは、単独の公立保育所を残すためには、再配置の枠から出す(別の財源を考える)ことが必要となります。なお、仮に渋沢保育園がしぶさわ幼稚園に移動することとなっても、配置上大きな支障が出るとは考えていませんので、現行どおりの記載とします。 また、幼稚園舎の活用については、御意見のとおりこども園等として活用していきたいと考えていますが、この場合であっても、民間活力の活用を考えています。将来公設公営で残す施設は、5つのこども園だけとして試算を行っています。</p>
	児童ホーム	①				保育課	<p>前期実行プランのH23年度の「口」は、先送りを決定したため削除する。23年度に保護者に説明し、24年4月から利用料徴収を行うことを前提に、23年度予算に利用料徴収システムの導入費を計上予定している。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
	(2) 高齢者用施設	コミュニティ形成				高齢介護課	<p>エリアごとのコミュニティ拠点形成イメージについて、次の老人いこいの家について、機能補完施設として、各公民館にお願いします。 東地区 あずま荘の機能補完として、東公民館 北地区 くずは荘の機能補完として、北公民館 上地区 かわじ荘の機能補完として、上公民館</p>	<p>コミュニティ拠点形成イメージでは、狭い範囲で利用される地域施設としての機能を維持するための機能補完は、直線距離でおおむね1kmを超えないという原則で結び付けています。また、その距離内に適当な施設がない場合、老人いこいの家の機能を無くすというのではなく、開放型自治会館への転換・建替支援により機能を維持しようとするものです。 なお、凡例中に機能補完の原則を記載するとともに、地区内で機能を失うことがないようにするため、「機能付加」を加えることとします。</p>

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
(3) その他の施設	保健福祉センター	③			○	地域福祉課	<p>「Ⅱ シンボル事業の概要の②公共的機関のネットワーク活用について」とともに、「郵便局誘致」として明示されているが、「公共的機関の誘致」と記述されたい。</p> <p>また、保健福祉センターにおいて提供できるスペースは限られているため、限られたスペースの中で利用者の利便性を考慮し、さらには保健福祉センターの設置目的に沿うよう、行政の一定条件の基に考えて頂きたい。</p>	<p>方針までの段階では、公共的機関を広くとらえていますが、計画(前記実行プラン及びシンボル事業)の段階では、そのメリットを明示した上で、固有名詞に改め、市民合意を得る必要があると考えます。したがって、表記については、現行どおりとします。</p> <p>なお、限られたスペースの中で、本来の設置目的の妨げとならないようにしながら、より多くの市民に公共施設から受けるサービスを楽しんでいただくため、誘致の条件等については、貴課と協議しながら詰めていきたいと考えています。</p>
	こども家庭相談班	①			○	健康子育て課	<p>施設内には相談室に見合う部屋はなく、今後、充実を図るには会議室の改修による転用以外方法はない。また現在、待合室もなく困っている。</p>	<p>保健福祉センター内には稼働率の低い部屋や、他施設の利用者との公平性に欠けると思われる部屋もあり、こうした部屋を有効活用することにより、相談業務の充実を図るなど、福祉の拠点としての機能充実を図ることを考えています。</p>
	こども家庭相談班	②			○	健康子育て課	<p>家庭児童相談室と青少年相談室の一元化は、子どもに関する様々な相談への対応を強化するために行われた。そのため、相談員は、児童福祉と教育に精通する必要がある。その専門性を維持する意味でも、これ以上の業務の統合は難しい。</p> <p>また、第2期はだの男女共同参画プラン(素案)では、市民自治振興課が3-3-1「相談体制の充実」を目指している。</p>	<p>現行体制での統合を前提としているものではありません。</p>
5 観光・産業振興施設	(1) 観光施設 弘法の里湯	①			○	観光課	<p>前期実行プランは、平成23年度に新源泉活用の工事と利用者を増やすための投資(浴槽・洗い場の改修等)を行うため、対応年度に位置づけるようお願いします。</p> <p>また、運営形態の見直しや、利用者から要望されている浴槽・洗い場の拡張、売店・食堂の充実など、抜本的な再整備については、現在の宮永岳彦記念美術館施設の利用が望ましいため、美術館の移転について踏み込んだ表記を加えることを検討願います。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p> <p>美術館の建物利用が必須となることの認識は一致します。しかし、現時点では、移転先の選定等に関しては、多くの利害関係者がいることなどを踏まえ、源泉かけ流しの効果による集客増を得たうえで収支計画を立てるとともに、市民合意を取り付けて具体化すべきと考えます。</p>
	(2) 産業振興施設 駐車場	現状と課題				商工課	<p>本町地区の商店街が衰退しているという根拠がないため、「周辺商店街が衰退していることもあり」を削除し、「民間駐車場が複数あることなどにより、このままでは利用者の回復は難しいと推測されます」に変更願います。</p>	<p>本町四ツ角の小売業の状況(H9→H14) 事業所数 147→126 年間商品販売額 約90億円→約57億円 上記は、商業統計調査の結果ですが、数字を見ても明らかに商店街が衰退していることがわかるため、現行どおりとします。</p>

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
7 公園・緑地等	(2) その他の施設	くずはの家	現状と課題			環境保全課	「利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、葛葉緑地の保護や調査、情報発信などの業務に要する人件費も含まれますが、公共施設の中では、高い部類に属しています。」 ↓ 以下のとおり表現を変えていただきたい 「利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、公共施設の中では、高い部類に属していますが、葛葉緑地の保護や調査、情報発信などの業務に要する人件費が含まれているためです。」	調査、情報発信に要する経費の内訳が不明確なので、「利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、公共施設の中では、高い部類に属していますが、この中には、葛葉緑地の保護や調査、情報発信などの業務に要する人件費が含まれています。」とします。
							①	○
	①	○	環境保全課	田原ふるさと公園のように地域と協働して直売所等への変換を図るとされていますが、蓑毛自然観察の森は公園としての施設と異なり、蓑毛地域の森林ボランティアによる自然観察の森の下草刈等、最低限の整備と自然に精通したボランティア団体、ネイチャーウォッチングクラブ等の団体の意見を取り入れながら維持管理されています。けっして集客力を得るために園芸種等の植物を植栽などして整備するようなことはなく、四季折々の里山の自然を楽しんでもらう場として、緑水庵の施設を含めて市民に利用してもらうことを目的としています。 「田原ふるさと公園のように地域と協働して直売所や飲食施設への転換を図るなどにより施設を有効活用」 ↓ 以下の表現に変えていただきたい 緑水庵については、地域の人に管理を委託し、古民家としての見学施設の趣旨を尊重しながら有効活用を図っていく。	自然観察の森まで、収益施設に転換するというものではありません。 意見の内容では、地域に委ねる意義と管理運営費の削減策が見えないため、「田原ふるさと公園のように、地域と協働して地域活性化の核となる施設として有効活用するとともに、管理運営費を削減」と修正します。			

箇所	施設名	No.	実行性			課名	所管課の意見の内容	意見に対する対応(計画案への反映状況等)・担当の考え方
			不可能	困難	修正で可			
8 低・未利用地		現状と課題				都市づくり課	<p>■ 公社が保有するシビックマート構想等により取得した土地の償還期限は、平成24年度となっておりますが、平成22年4月1日現在では最終の償還期限が平成27年3月31日となっておりますので、「仮に現在の借入金の償還期限である平成24年度までに」を「仮に平成22年4月1日現在の借入金の償還期限である平成26年度までに」に訂正をお願いいたします。なお、利子負担額は、平成26年度までの合計が217,786,100円の見込みとなっております。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
						清掃事業所	<p>■ 粗大ごみリサイクル施設用地が未記載であるため、計画に位置付けをお願いします。 (場 所) 秦野市名古木419-1ほか(敷地面積2,526.36㎡+515.99㎡) (用 途) 粗大ごみリサイクル施設(清掃事業所の附属建物用地) (方向性) 用地は平成7年度に取得。その後、2010プランだけでなく次期総合計画にも「粗大ごみリサイクル施設」について掲載。循環型社会を構築するためのごみのリサイクル・減量化の拠点として、コストバランスに配慮しながら、清掃事業所の附属建物としての設置を検討する。</p>	<p>再配置の方針は、将来にわたり真に必要となる施設を持続可能なものとするためのものです。現在の考え方では、「新たなハコモノは建設しない」、「施設の機能とハコを分離して複合化を進める」などの方針に反することになるので、計画内への記載はできません。 なお、検討委員会からは、同じレベル(財政計画まで成り立っているもの)の対案がない限り計画案を変更しないでほしいと要請されています。すなわち、リサイクルセンターの建設が、管理運営費以上の分担金の減少につながるなどを証明することによって、計画への記載は可能となります。</p>

※ 軽微な字句の修正等に関する意見だけの場合は省略しました。

■ 担当課からの意見に沿って、計画案から削除又は計画案を変更した事項